

## 協 議 書 (案)

天理市教育委員会と天理市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、天理市教育委員会の権限に属する事務の一部を、平成30年4月1日より、天理市長の事務部局の職員をして補助執行させることについて、下記のとおり協議が成立した。

### 記

天理市教育委員会は、平成30年4月1日より、天理市長の事務部局の職員をして、次の各号に掲げる事務を補助執行させる。

- 1 生涯学習の総合企画及び推進に関すること。
- 2 公民館の整備計画及び総括管理に関すること。
- 3 生涯学習の調査研究に関すること。
- 4 生涯学習に係る各行政部門の総合調整に関すること。
- 5 生涯学習の啓発に関すること。
- 6 生涯学習推進本部に関すること。
- 7 生涯学習団体の育成及び支援に関すること。

この協議の成立したことを証するため、この協議書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年〇月〇日

天理市教育委員会教育長 森 継 隆

天 理 市 長 並 河 健